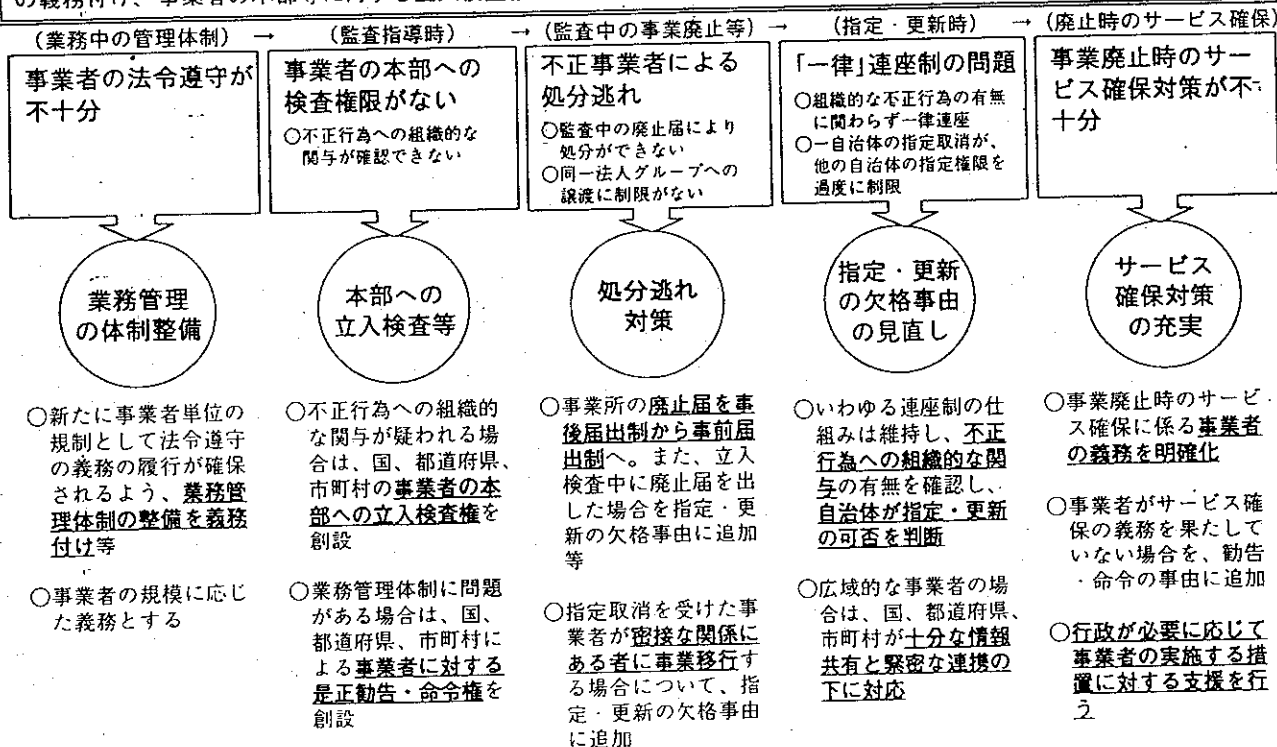


取扱注意

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。



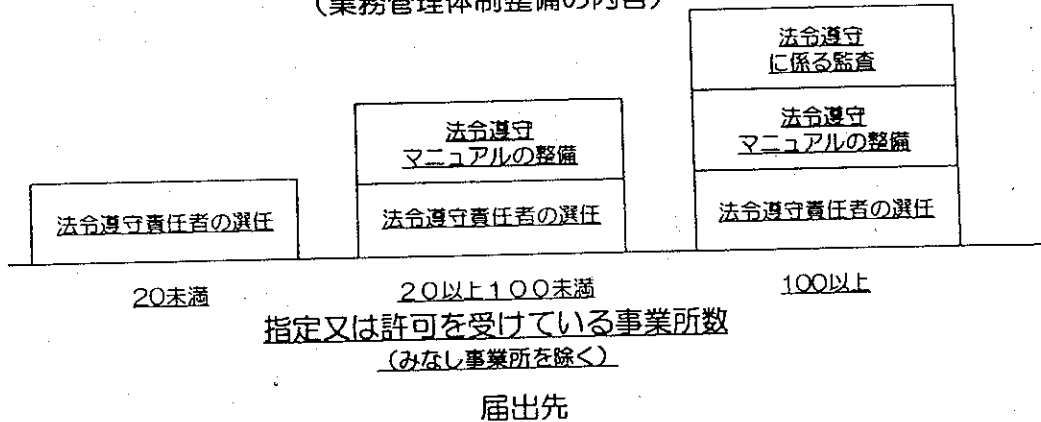
施行期日：平成21年5月1日(政令事項)

スケジュール(予定) 1月下旬：政令公布、省令パブコメ、3月：省令公布

業務管理体制の整備

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

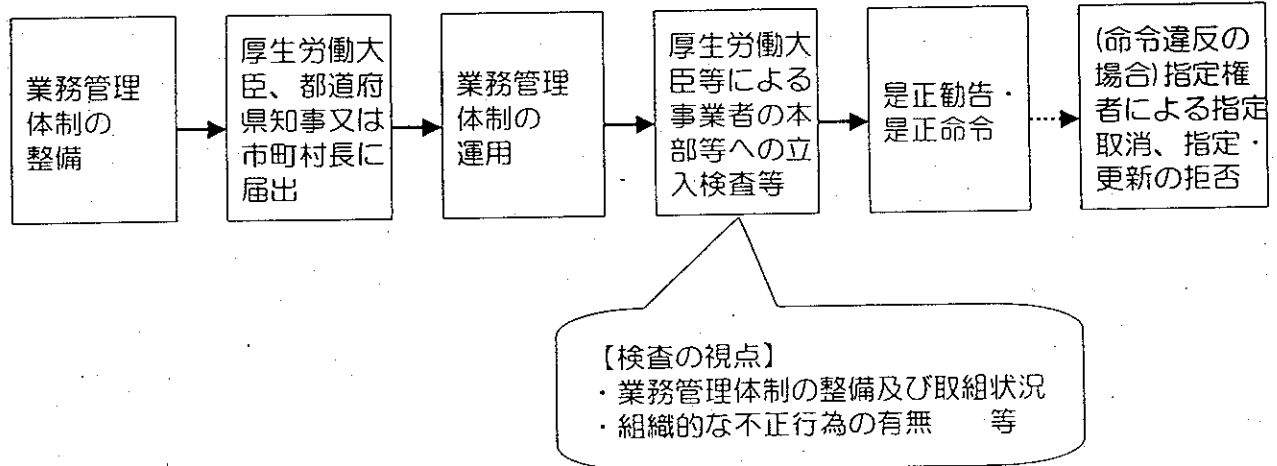
※業務管理体制の最初の届出は、施行後半年以内に行うこととする。

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護及び訪問リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

事業者の本部等への立入検査等

○ 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。

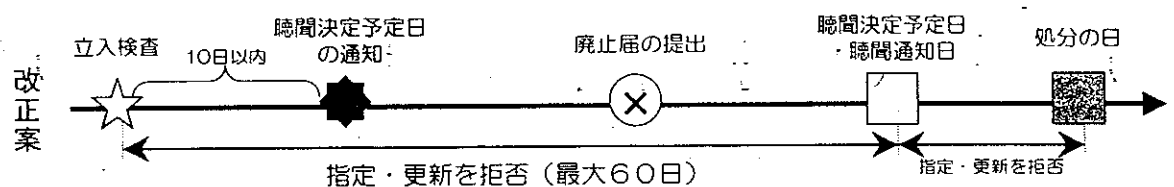
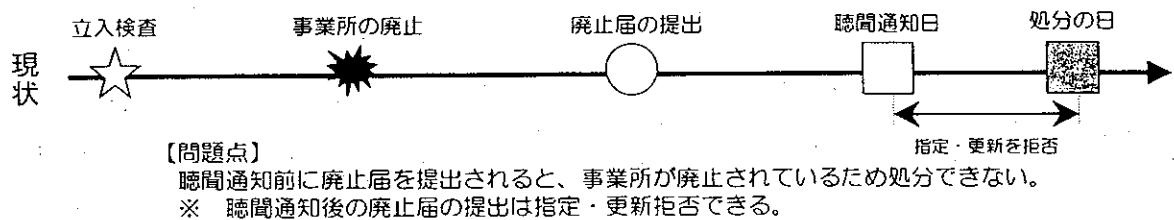
(業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ)



※ 業務管理体制の整備に係る指導監督を行う場合、情報の相互提供など事業所の指定権者と密接に連携の下に行うこととされている。

立入検査中の廃止届の制限

○ 立入検査の日から10日以内に、指定権者が検査日から起算して60日以内の特定の日(聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日))を事業者へに通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



【効果】

監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される
 → 処分逃れを防止

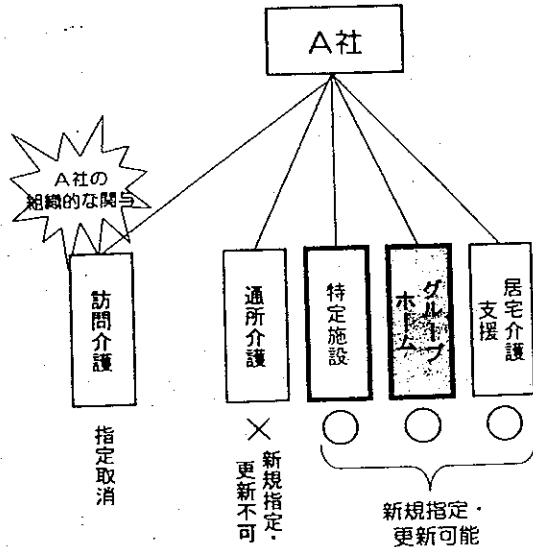
連座制の適用関係について

連座制とは：一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

連座制が適用されない場合：指定取消処分となった事実に関して、事業者が組織的に関与していると認められない場合（事業者の役員(法人でない場合は事業所の管理者)からの指示に基づき不正が行われたと認められない場合）。

連座制が適用される範囲：原則として同一サービス類型内で連座するが、**居室サービス(予防含む)及び地域密着型サービス(予防含む)**は、在宅系サービスと居住系サービスに区分される。

連座制の適用イメージ



改正後のサービス類型

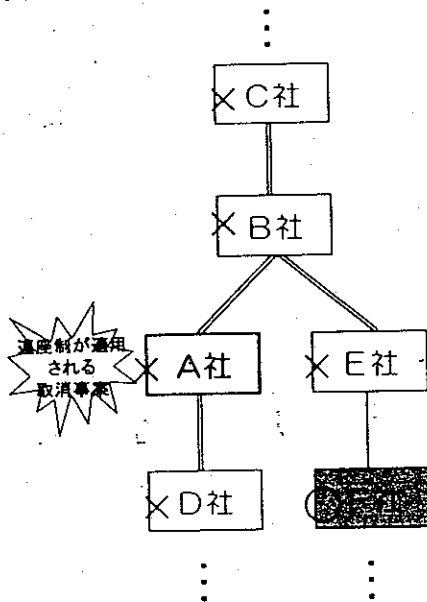
◎指定居室サービス 〔在宅系サービス〕 ○訪問介護 ○訪問看護 ○訪問介護 ○通所介護 ○居期入所 等
〔居住系サービス〕 ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
◎指定地域密着型サービス ○認知症対応型通所介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(グループホーム)
〔居住系サービス〕 ○認知症対応型生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(グループホーム)
◎指定居宅介護支援
◎指定介護老人福祉施設
◎介護老人保健施設
◎指定介護療養型医療施設

※ 指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても、特定施設等は区分されている。

密接な関係にある者が指定取消処分を受けた場合の指定・更新の拒否

○ 株式会社、持分会社で形成される同一法人グループに属する法人であって密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、申請者の新規指定・更新を拒否する仕組み。

具体例



次のすべての要件に該当する場合、サービス類型ごと(居住系サービスを除く)に申請者の新規指定・更新が拒否される。

【同一法人グループであること】

○ 株式会社、持分会社であって議決権の過半数を所有又は資本金の過半数を出資していること(親会社等の議決権の過半数を所有又は資本金の過半数を出資している場合も含む)

【連座制が適用される取消処分であること】

○ 同一法人グループ内の法人で連座制が適用される取消事案が発生した場合

【指定取消処分を受けた法人と申請者が密接な関係にあること】

○ 「申請者の(申請者が)重要な意思決定に関与している法人」又は「申請者の親会社等が重要な意思決定に関与している法人」であること(重要な意思決定とは、役員又は役員で構成する機関で意思決定を行うこととされている事項)。

※ 指定・更新が拒否される範囲は、事業者内の連座制の適用と同様に、居室サービス内の特定施設、地域密着型サービス内のグループホーム等居住系サービス等を区分する。

- : 過半数の議決権又は資本金の出資及び重要な意思決定への関与
- × : 新規指定・更新の拒否
- : 新規指定・更新が可能

介護保険法施行規則等の一部改正（介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 42 号）の施行に伴う改正）について

1. 要旨

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 42 号）の施行（平成 21 年 5 月 1 日）に伴い、介護保険法施行規則等の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 業務管理体制の整備

○業務管理体制の整備の基準

指定・許可の事業所・施設数の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

*ただし、事業所・施設数には、みなし事業所（病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）等であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）を含まないこととする。

○業務管理体制の整備に関する事項の届出

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

*業務管理体制の最初の届出は、施行後半年以内に行うこととする。

*届け出た事項に変更があったときは、介護保険法第 115 条の 32 第 2 項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等届け出ることとする。また、事業所・施設数の変更に伴い、業務管理体制の整備の基準で規定している指定等の事業所・施設数の区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出べき者及び変更前の区分により届け出べき者の双方に届け出なければならないこととする。

○厚生労働大臣又は都道府県知事が、都道府県知事又は市町村長の求めに応じて介護保険法第 115 条の 33 第 1 項（報告等）の権限を行った結果を通知するときは、権限を行使した年月日、結果の概要その他の必要な事項を示されなければならないこととする。

○厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が介護保険法第 115 条の 34 第 3 項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該介護サービス事業者の指定等をしている都道府県知事・市町村長に通知しなければならないこととする。

(2) 事業者の指定等に係る欠格事由の見直し

① 法第 70 条第 2 項第 6 号、第 6 号の 2 等関係

指定等に係る欠格事由「申請者が、指定等の取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき」のうち、指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものを、厚生労働大臣等が法第 115 条の 33 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由となった事実、当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

② 法第 70 条第 2 項第 6 号の 3 等関係

指定等に係る欠格事由「申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき」の「申請者と密接な関係を有する者」を、申請者の親会社等、申請者の親会社等の子会社等、申請者の子会社等のうち、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与、又は、申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している法人と規定する。

また、当該欠格事由「申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき」のうち、指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものを、厚生労働大臣等が法第 115 条の 33 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由となった事実、当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

* 1 申請者の親会社等

申請者の親会社等	申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の親会社等の子会社等	申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の子会社等	申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

* 1-2 事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者（定款に別段の定めをすることにより、当該者が当該申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与えることができる場合に限る。）

③ 法第 70 条第 2 項第 7 号等関係

法第 70 条第 2 項第 7 号の 2 等の規定による聴聞決定予定日の通知をするときは、法第 76 条第 1 項等の規定による検査日から 10 日以内にその検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知することとする。

(3) 廃止又は休止に係る届出の見直し

指定事業者等が当該事業を廃止・休止しようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、廃止・休止しようとする年月日、廃止・休止しようとする理由、現にサービスを受けている者に対する措置、休止しようとする場合は、休止の予定期間を当該事業者等の事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければならないこととする。

*既に1月前の届出が義務付けられている地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設は除くこととする。

(4) 都道府県知事等が公示する事項の見直し

現行介護保険法施行規則においては、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定をしたとき、廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき）又は指定の取消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、都道府県知事等がその旨を公示することとされているが、改正介護保険法施行規則案においては、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定等をしたとき、又は廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき。）は、事業所等の名称、事業所等の所在地を公示し、指定等の取り消し、又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止したときは、事業所等の名称等、事業所の所在地、役員等の氏名及び生年月日を公示することとする。

*介護保険法の改正に伴い、介護老人保健施設も公示の対象となる。

(5) その他関係省令及び告示の所要の改正を行うこととする。

3. 施行日

平成21年5月1日